

会員自治体または外部組織等からの情報周知依頼に関する規程

万博首長連合は、運営規約第15条に基づき会員自治体または外部組織等（周知依頼者）からの会員自治体全体への情報周知を効果的かつ効率的に行う観点から、以下の通り、会員自治体または外部組織等からの情報周知依頼に関する規程を定めることとする。

なお、本規程は広報連携機能の強化に関する令和5年度総会決議に基づくものである。

- 以下のいずれにも該当する依頼に限り、情報周知を行うこととする。
 - (1) 周知依頼者が、正会員または博覧会協会や政府機関などであること。
なお、周知依頼者が正会員を含む外部組織等の場合、万博首長連合に参加していない当該組織の構成自治体に対し、万博首長連合への参加を促すこと。
 - (2) 周知内容が、運営規約第2条に定める「目的」または同第3条に定める「活動内容」に資するものであること。
 - (3) 政治的、宗教的な活動に直接的または間接的に与するものでないこと。
- 周知依頼情報の責任は、すべて周知依頼者の責めに帰すべきものとする。
- 周知依頼にあたって、周知依頼者は文案や添付資料等、情報周知に必要な全ての情報を用意すること。

2024.02
万博首長連合 会長

澤井 宏文